

岩手

December

12

2015



『雪だんごの川(雫石町)』 写真:真館弘治

**安全・安心・家族の笑顔
願いはひとつ
年末年始も無災害**

(いわて年末年始無災害運動スローガン)

〔目次〕

岩手労働局局長 着任のご挨拶	2
いわて年末年始無災害運動	3
ご存じですか? 「無期転換ルール」	4
平成27年度の岩手県最低賃金が変わります。	5
次世代法に基づき子育てサポート企業として認定、 女性活躍推進法説明会を開催します、 女性活躍加速化助成金のご案内、 インフォメーション、死亡災害速報	6・7
クエスチョン	8
メンタルヘルスとコミュニケーション 人間関係の中の自己③	9
講習会のお知らせ、死亡災害速報	10・11



着任のご挨拶

岩手労働局
局長

久古谷 敏行

10月1日付で岩手労働局長に就任しました久古谷 敏行（くごたに としゆき）です。

岩手労働基準協会の会員の皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政を始めとした労働行政の推進に多大なご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

旧労働省に入省以来、地方勤務は、愛知県庁の労政訓練課に出向して以来の2回目の勤務となり、東北地方勤務は初めての経験となります。（出身は鳥取県です。）岩手県での勤務経験のある先輩諸氏からは、「岩手県はとっても寒いけど、人柄は最高で仕事もしやすい」ときいており、冬の寒さはまだ体験していませんが、人柄の良さと仕事のしやすさは実感中です。

東日本大震災の時は、東京勤務でしたが、大きな揺れを感じ、震災の影響による都市インフラの脆弱性を痛感しました。しかし、震災から4年8か月が過ぎ、被災地以外では震災に対する思いが風化しているところですが、当地における現実には旧市街地のかさ上げ工事や災害復興公営住宅の建設が進むなど着実な復興の動きがみられる一方で、未だに、多くの方々が仮設住宅で生活されており、更なる本格復興の推進を強く祈念するところです。

復興需要と景気回復の影響で、当県における有効求人倍率（季節調整値）は、震災直後の平

成23年4月は0.41倍でしたが、25年5月から1倍を超える水準で推移し、本年の4月以降は1.2倍以上の水準で推移して、県内全域の建設、福祉などの分野や、沿岸部の水産加工業などでは、人手不足状態となっています。

そうした人手不足も要因の一つとなって、労働災害による休業4日以上死傷者数も平成22年から5年連続増加という極めて深刻な状況となっています。

このような状況を踏まえ、岩手労働局といたしましては、「復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底や労働条件の確保」、「震災復興関連求人充足や震災の影響を受けた方への就職支援」などを最重点課題として取り組むとともに、働き方改革としての長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、職業生活と家庭生活の両立支援対策、非正規労働者対策などの施策を推進してまいります。

今後も会員の皆様方のニーズもお聞きし連携を図りながら、労働行政の一層の推進に努めていきたいと思っておりますので、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に会員の皆様方の益々のご発展を祈念して、着任のご挨拶に代えさせていただきます。

いわて年末年始無災害運動

安全・安心・家族の笑顔
願いはひとつ 年末年始も無災害

実施期間：平成 27 年 12月1日～平成 28 年 1月31日

準備期間：平成 27 年 11月1日～平成 27 年 11月30日

寒さや雪による冬季特有災害を防止しよう！

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 通路・作業箇所の積雪・凍結防止のための困い・除雪・融雪措置の徹底。
- (2) 工事現場の外部足場の雪の吹き込み防止のためのネットの設置。
- (3) 滑り難い靴等の着用徹底。

2 車両等のスリップ事故等の防止

- (1) 速度控えめ、早めブレーキの徹底、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底。
- (2) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。
- (3) 「交通労働災害防止ガイドライン」の励行。

3 雪降ろしの際の災害防止

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全服装（滑り難い靴・安全帯・ヘルメット等）の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底、軒先のせり出し雪は地上から除去。

4 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内でストーブ、内燃機関等の使用の際の定期的な換気の徹底。屋内、密閉された場所では練炭の使用を避けること。
- (2) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避けること。
やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な知識を有する作業指揮者を定め、作業指揮、練炭養生場所の立入禁止表示、立入る場合の換気徹底と一酸化炭素濃度の測定確認を行うこと。

5 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等の油脂類・可燃物の火気厳禁保管の徹底。
- (3) 寄宿舍、事業場、工事現場、現場事務所における火気取締責任者の選任、油脂類・可燃物の適切な保管、留守の際の消火確認、作業終了時・就寝時の火気の点検の徹底。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の崩壊・転石の発生による災害防止対策のため、地山掘削作業の際の土止め支保工の設置、地肌露出箇所の点検・こそくの徹底、安全通路の設置の徹底。
- (2) 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の事前調査と調査結果に基づき、作業中止、雪・融水等の除去等、適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- (2) 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 「安全決意宣言」・「リスクアセスメント」の実施等の安全意識高揚

9 その他

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。

冬季の転倒災害を防止しよう！
（「STOP！転倒災害防止プロジェクト2015」の推進）

こんな場所等は滑りやすいので注意が必要！！

- 人や車の出入りの多い通路や出入口付近
- 階段・段差や傾斜のある通路
- 雪道を歩いた後にタイル張りの事務所等に入る時
- 除雪中や車の乗り降りの際

転倒災害にあわないために！

- 通路や作業箇所について、困い・除雪・融雪に努めましょう。
- 工事現場の外部足場には、ネットやシートを設置し、足場の積雪・凍結を防止しましょう。
- 滑止材入り、ピン・金具付き・溝の深いもの等滑り難い履物を着用しましょう。
- 小さな歩幅で、靴の裏全体をつけ、時間に余裕を持って「急がず、ゆっくり」歩きを励行しましょう。
- 手袋の着用、両手をふさがない工夫・作業方法の選択をしましょう。

事業主の皆さま・働くすべての皆さまへ

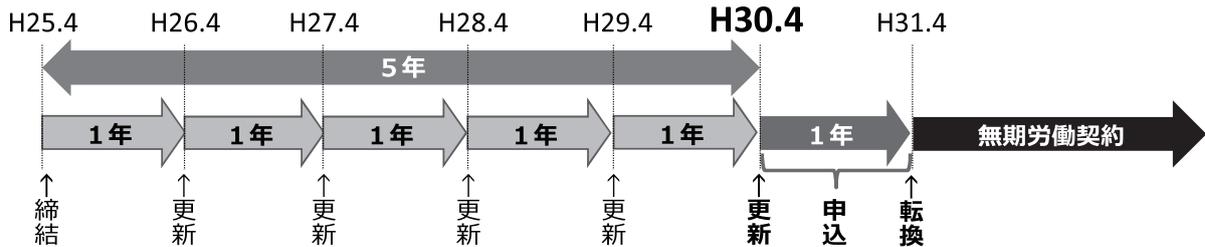
ご存じですか？「無期転換ルール」 ～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～

無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

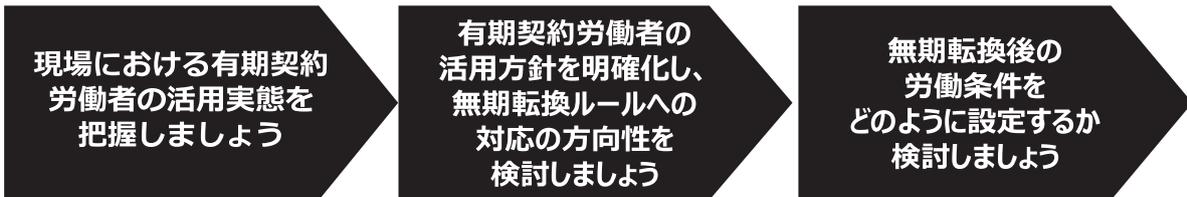
（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

円滑な無期転換のために（労使の取り組みのお願い）



- ★ 厚生労働省ホームページに参考となる具体的な取組事例を掲載しています。詳しくは「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」をご覧ください。

円滑な無期転換

- ★ 労働契約法についてはこちらをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html

非正規雇用の労働者のキャリアアップ^①に、助成金を活用してみませんか

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用等への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

キャリアアップ助成金

雇止めの慎重な検討について

無期転換ルールの導入に伴い、有期雇用労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。

このため、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上や、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについても十分にご理解いただき、雇止めの判断に当たっては、その実際上の必要性を十分慎重に検討のうえ、御対応いただくようお願いいたします。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

平成27年度の岩手県最低賃金が変わります。 必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金件名	時間額(円)	適用対象	
岩手県最低賃金 (平成27年10月16日発効)	695	全産業の全労働者に適用されます。	
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業 (平成27年12月27日発効)	772	・鉄鋼業(①高炉による製鉄業 ②鉄鉄鋳物製造業 ③可鍛鋳鉄製造業 ④鉄鋼シャースリット業 ⑤鋳鉄管製造業 ⑥他に分類されない鉄鋼業を除く) ・金属線製品製造業(ねじ類を除く) ・その他の金属製品製造業 (注)	下記の労働者については、産業別最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の労働者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者 (4) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、 ① 手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する労働者 ② 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する労働者 (5) 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (平成27年12月20日発効)	740	・電子部品・デバイス・電子回路製造業 ・電気機械器具製造業(①民生用電気機械器具製造業 ②電球・電気照明器具製造業 ③電池製造業 ④医療用計測器製造業(心電計製造業を除く) ⑤その他の電気機械器具製造業を除く) ・情報通信機械器具製造業 (注)	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業 (平成27年12月20日発効)	758	・光学機械器具・レンズ製造業 ・時計・同部分品製造業 (注)	
各種商品小売業 (平成27年12月20日発効)	752	各種商品小売業(衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所) (注)	
自動車小売業 (平成27年12月20日発効)	781	自動車小売業のうち ・自動車(新車)小売業 ・中古自動車小売業 ・自動車部分品・附属品小売業 なお、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)については、岩手県最低賃金が適用されます。 (注)	

(注) これらの産業における、管理、補助的経済活動を行う事業所(本社等の事業所)、純粹特株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がこれらの産業に分類されるもの)は、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。

- すべての事業主は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む)に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に、労働者の賃金を引き下げることは許されません。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等は算入しません。
- 複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額を支払わなければなりません。
- 岩手労働局長の許可(最低賃金の減額特例許可)を受けることにより、断続的労働に従事する方等に対し、個別に減額された最低賃金を適用することがあります。
- 事業主は、最低賃金の概要を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法で、労働者に周知する措置をとらなければなりません。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

岩手労働局賃金室 Tel: 019-604-3008 岩手労働局ホームページ <http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
 各労働基準監督署 Tel: 盛岡: 019-604-2530 宮古: 0193-62-6455 釜石: 0193-23-0651 花巻: 0198-23-5231
 一関: 0191-23-4125 大船渡: 0192-26-5231 二戸: 0195-23-4131

次世代法に基づき 子育てサポート企業として認定

次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・届出、計画の目標の達成等、一定の基準を満たした場合、申請により、「基準適合一般事業主」として厚生労働大臣の認定を受け、認定マークを商品、求人広告等に使用することができます。また、認定企業に対し、授乳コーナー、多目的トイレ、移動用リフトなどの導入を行動計画に目標として掲げ、行動計画期間内に導入した資産について、割増償却が可能となる税制優遇制度が設けられています。

岩手労働局が新たに認定した企業
の主な取組み状況は以下のとおりです。



岩手スバル自動車株式会社（盛岡市）

1 届出目標の実施内容

- (1) 育児休業者等に対し復職後の具体的な待遇説明を行うとともに、制度や各種給付金の手続きについて解説した書面を交付した。
- (2) 所定外労働削減のため、幹部会議や全社員会議において働き方の見直しに関する研修を実施した。
- (3) 中学校の職場体験活動に受け入れを継続しつつ、国家資格取得を目指す自動車システム課の学生に現場実習の機会を提供した。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性4名が育児短時間勤務制度を利用し、出産したすべての女性が育児休業を取得した。
- (2) 小学校3年生までの短時間勤務制度を導入している。



交付式の様子

女性活躍推進法説明会を開催します

女性活躍推進法が成立し、301人以上の労働者を雇用する事業主は、平成28年4月1日までに「自社の女性活躍状況の把握・課題分析」、「行動計画の策定・届出」、「情報の公表」などを行う必要があります。また、300人以下の事業主はこれらの策定等に努めることとされています。

女性活躍推進法のポイントや助成金制度などの説明会を開催します。ぜひご参加ください。（参加料は無料です。）

■日時：平成27年12月11日（金）

14：00～16：00

■会場：いわて県民情報交流センター（アイーナ）
8階 会議室804

■内容：女性活躍推進法について

女性活躍加速化助成金について

改正労働者派遣法について など

※ 終了後、個別相談コーナーを設けますので、お気軽にご相談ください。



女性活躍加速化助成金のご案内

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」や「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して、「取組目標」を達成した事業主及び「数値目標」を達成した事業主に対して助成金を支給します。

■助成金の種類と支給金額

□ 加速化Aコース

・「取組目標」を達成した中小企業事業主^(※)に対して支給

・支給額：30万円（1事業主1回限り）

※常時雇用する労働者が300人以下の事業主

□ 加速化Nコース

・「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した事業主に対して支給

・支給額：30万円（1事業主1回限り）

■支給までの流れ

(1) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定

- ・行動計画には、①計画期間、②数値目標、③数値目標達成のための取組目標、④取組の実施時期を盛り込む必要があります。

【数値目標(②)の例】

- ・技術職の女性を現員(2名)から5人以上とする。

【取組目標(③)の例】

- ・女性学生にターゲットを絞った採用パンフレットを作成する。
- ・女子学生を対象とした職場見学会を開催する。

(2) 以下について実施

- ・一般事業主行動計画について、岩手労働局への届出、労働者への周知、サイト^(※)への公表を行う。
- ・サイト^(※)に女性の活躍に関する情報公開をする。

(3) 取組目標を実施し達成

⇒【加速化Aコース】の支給申請が可能です。

(4) 数値目標を達成し達成状況をサイト^(※)に公表

⇒【加速化Nコース】の支給申請が可能です。

※「ポジティブ・アクション応援サイト」を指します。自社の取組を掲載し紹介することが可能です。

■既に取り組を行っていた場合の特例

平成24年4月1日以降に、行動計画に準じた計画を策定し取組を行っていたが、数値目標または取組目標のいずれかが定められていなかった場合は、支給申請日までに行動計画を新たに定め、労働者へ周知等の要件を満たせば、平成27年度中であっても助成金の対象になります。

この特例による支給申請期間は、「行動計画策定・変更届」の届出をした日の翌日から2か月以内です。

問い合わせ先

岩手労働局雇用均等室

電話 019-604-3010



新会員事業所のお知らせ

10月に加入された事業所をご紹介します

インフォメーション

支部名	事業所名	所在地
盛岡	東北送配電サービス(株)岩手支社	盛岡市
盛岡	(株)ジェイコム	盛岡市
盛岡	(株)シリウス	盛岡市

支部名	事業所名	所在地
二戸	(株)丸竹興業	二戸市
二戸	(有)澤里運輸	久慈市

死亡災害速報(10月)

■盛岡署 農林業(木材伐出業) 男(50歳代) 墜落、転落

木材を集材車に積み込むため、グラップルで木材をつかみ上げ旋回させたところ、検材中の被災者が木材を抱きかかえたまま木材とともに空中を旋回した。グラップルの運転者が気付いて旋回を止めたところ、地面に落下した。


 ケイション

改正パートタイム労働法の 対応について

Q 今年4月からパートタイム労働者の相談に応じるための窓口を総務課長と定め、労働条件通知書により、パートタイム労働者に明示しました。改正パートタイム労働法への対応として、不足はあるでしょうか。

A 今年4月から施行された改正パートタイム労働法への対応として、主なポイントは次の3点です。

① パートタイム労働者からの相談に対応するための体制の整備

パートタイム労働者からの苦情を含めた相談に応じ、適切に対応するための窓口等の体制を整備することが義務化されています。相談に応じることができる窓口であれば、組織であるか個人であるかを問いません。

② 雇入れ・契約更新時における「相談窓口」の明示

パートタイム労働者を雇入れたときまたは労働契約を更新したときは、速やかに「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」について文書による明示が義務づけられていますが、改正法ではこれらに加え、①による「相談窓口」の明示が追加されました。

労働条件通知書等において、相談担当者の氏名、役職、担当部署などのいずれかを明示することが必要です。

③ 雇入れ・契約更新時における雇用管理の改善措置の内容の説明

パートタイム労働者を雇入れたときまたは労働契約を更新したときは、速やかに「差別的取扱いの禁止」（該当する場合）、「賃金の決定方法」、「教育訓練の実施」、「福利厚生施設の利用」、「正社員への転換措置」について説明することが義務づけられています。

口頭によることが原則ですが、漏れなく記載され、容易に理解できる内容の文書を交付することも可能です。

ご質問の会社におかれては、③について未実

施となり、早急な対応が必要です。

具体的には、今年4月以降に雇入れまたは労働契約を更新したパートタイム労働者に対し、賃金制度はどうなっているか、どのような教育訓練や正社員への転換措置があるか、どの福利厚生施設が利用できるかなどを説明する必要があります。

また、次の点にもご留意ください。特に、正社員への転換措置が講じられていない事業所が見受けられます。

○パートタイム労働者の待遇の原則

パートタイム労働者と正社員の待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとされています。こうした考え方を念頭に、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図るようにしてください。

○正社員と働き方が同じパートタイム労働者の差別的取扱いの禁止

職務の内容、人材活用の仕組みや運用などが正社員と同じパートタイム労働者については、賃金の決定をはじめ全ての待遇について、パートタイム労働者であることを理由に差別的に取り扱うことが禁止されています。

○正社員への転換措置

正社員への転換を推進するため、次のいずれかの措置を講じなければなりません。

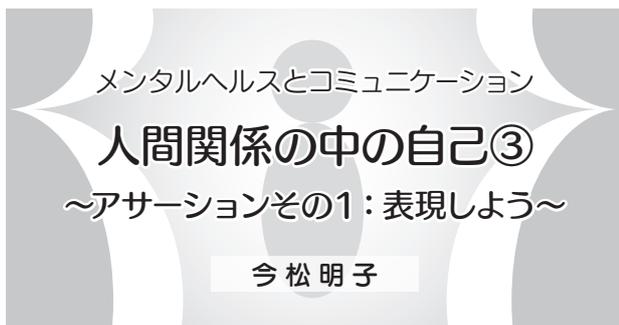
- ・正社員を募集する場合、その募集内容をパートタイム労働者に周知し応募の機会を与える
 - ・正社員を社内公募する場合、パートタイム労働者にも応募する機会を与える
 - ・正社員への転換制度を導入する など
- 転換措置の内容については、あらかじめ全てのパートタイム労働者に周知することが必要です。

【問い合わせ先】岩手労働局雇用均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎

電話 019-604-3010



「言いたいことが言えない」、「NOと言えない」「引き受けられれば大変になるのがわかっているのに引き受けてしまって相手を恨んだり、自分を情けないと思ったり」、「こんなことを言ったらどう思われるだろうか」等々、いろいろ日常には我慢している事、我慢している人いますね。あなたはどうでしょうか？

我慢に我慢を重ね、耐えきれず言葉にした方がいいが、「強い口調で言いすぎてしまった」と、後で気まぐずい思いをしたなんて経験もある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

ストレスの多くは人との関係性の中から発生します。今回取り上げるアサーションは対人関係におけるストレス対策の一つです。よりよい人間関係を構築するコミュニケーションスキルでもあります。

アサーションとは自己表現とか自分を素直に表現することを言います。

私たちは時と場合によって、①自分のことだけしか考えないで話してしまうこともあると思いますし、②相手のことばかりを優先して、相手に合わせて話すこともあると思います。もうひとつ、③自分の気持ちを大事にしつつ、相手の気持ちにも配慮しながら話すということもあります。私たちはこの①～③を状況に合わせて、無意識に使い分けているはずで

ところが、その人の癖、あるいは傾向性に①の態度が強い人や、②の態度が強い人がいます。

①の態度が強い人は常に自分が正しい、自分は悪くないという気持ちが根底にあるかもしれません。ですから、一方的に話しがちだったり、相手の意見を聞かず押し切ったり、威圧的な態度になりがちで、周囲の人は反発したり、黙り込んだりということになりそうです。結局、コミュニケーションをシャットアウトし周囲の人を遠ざける可能性だってあります。このコミュニケーションの形をアグレッシブ：攻撃型と呼びます。

②の傾向が強い人は、一見、相手の意見を尊重しているようですが、言いたいことが言えず我慢したり、自分の気持ちを押し殺しがちです。そのストレスが溜りにたまって、ある時何かをキッカケに抑

えていた怒りが爆発して人間関係がこじれてしまったり、ストレスに押しつぶされて病気になっていく可能性もあります。周りの人にはこういう人はどう映るでしょうか。何を言っても「はい、わかりました」、「大丈夫です」。まさにイエスマン。うまく使われてしまいそうですね。でもそれだけでなく、何を言っても反応がなくイライラする原因にもなりそうですし、考えを話さないの何を考えているかわからない人と見られるかもしれません。このコミュニケーションの形をノン・アサーティブ：非主張型と呼びます。

③の態度をアサーティブ(アサーションの形容詞)：自己表現型と呼びます。自分の意見も相手の意見も大切にしており意見の食違いがあっても歩み寄ろうとするやり方です。相手の気持ちも大切にし、お互いの意見を伝えあい、話し合いをして、お互いの折り合いがつく点を見つけていきます。話し合いの結果、たとえ自分の意見が通らなくても、相手に自分の気持ちを率直に伝え、対等にコミュニケーションができ気持ちはスッキリするのではないのでしょうか。互いにアサーティブな正しいコミュニケーションを行うと感情はさらに潤いとなり、いい関係が構築できると思います。

ただ、きちんと自分の気持ちを表現することだけがアサーションかというところではありません。「言わない」、「伝えない」という選択もアサーションなのです。例えば、相手の行動でちょっと嫌な気持ちになったが、相手には全く悪意はないし、それどころか、相手は良かれと思ってやっていると感じられた場合はどうでしょうか。自分の感情に気付いたときそれを全て伝えるのではなく、あえて「伝えない」ということを選択もありということです。相手に怒りをぶつけず、感情を理性が抑えて適切な行動を選択したというふうに言い変えることができるのではないのでしょうか。

アサーションは感情にふりまわされずに、積極的に自己表現するコミュニケーションスキルです。あと2回にわたり、アサーションについて紹介していきたいと思っています。今回はわかっているけれどもなかなか話せないと思っている方のためにアサーションの難しさと自分の感情を理解していく方法を、次々回は自分の気持ちを適切に表現する方法について記していく予定です。

つづく

参考文献：『アサーショントレーニング ～さわやかな「自己表現」のために～』(平木典子、日精研)

講習会のお知らせ 28年2月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特 別 教 育	有機溶剤作業主任者技能講習	H28.2/9(火)～10(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	H28.2/16(火)～18(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	15,660	2,160 (一部免除者) 13,500
		H28.2/16(火)～17(水)・19(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	13,500	
	玉掛け技能講習	H28.1/12(火)～14(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	21,600	1,645 (一部免除者) 19,440
		H28.2/1(月)～3(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	19,440	
		H28.2/1(月)～2(火)・4(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H28.2/2(火)～4(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		H28.2/8(月)～10(水)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	H28.1/19(火)～22(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部	29,160	1,620
		H28.1/25(月)～28(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H28.2/22(月)～25(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		H28.2/23(火)～26(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	H28.1/25(月)・29(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	11,880	1,620
	小型移動式クレーン運転技能講習	H28.1/18(月)～20(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	28,080 (一部免除者) 25,920	1,645
		H28.1/18(月)～19(火)・21(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H28.1/20(水)～22(金)	二戸広域観光物産センター	30	二戸支部		
	ガス溶接技能講習	12/21(月)～22(火)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部	9,720	864
		H28.1/7(木)～8(金)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
	高所作業車運転技能講習	12/7(月)～8(火)	岩手労働基準協会研修センター	10	盛岡支部	33,480 (一部免除者) 30,240	1,850
		12/7(月)・9(水)	岩手労働基準協会研修センター	10	盛岡支部		
安全衛生推進者養成講習	12/21(月)～22(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,640	1,296	
	H28.1/21(木)～22(金)	アイ・ドーム	60	一関支部			
特 別 教 育	アーク溶接等の業務特別教育	12/24(木)～25(金)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部	8,640 9,720	1,080
		H28.1/7(木)～8(金)	久慈市中央公民館他	40	二戸支部		
		H28.1/14(木)～15(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
		H28.1/14(木)～15(金)	二戸市民文化会館他	40	二戸支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	12/14(月)～15(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	13,284 14,364	1,645
	クレーン運転業務特別教育	H28.2/15(月)～16(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640 9,720	1,645
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	H28.1/8(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	6,480 7,560	648
		H28.1/21(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	研削といしの取替え等の業務特別教育	H28.2/25(木)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,400 6,480	1,188
	酸素欠乏危険作業特別教育	H28.1/29(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	1,296
	粉じん作業特別教育	H28.1/22(金)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部	4,320 5,400	648
		H28.1/27(水)	アイ・ドーム	30	一関支部		
そ の 他	職長教育	H28.2/9(火)～10(水)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部	11,880 12,960	864
		H28.2/17(水)～18(木)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者	H28.2/23(火)～24(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	1,512
	安全衛生推進者能力向上教育 (初任時)	12/10(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	6,048 7,128	1,944
有機溶剤作業従事者安全衛生教育	H28.2/16(火)	アイ・ドーム	20	一関支部	5,832 6,912	864	

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
そ の 他	危険予知普及講習	12/10(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	5,616 6,696	756
		H28.2/5(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
他	安全管理者選任時研修	H28.1/12(火)~13(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,960 15,120	1,512
	労務担当者実務研修会	H28.2/5(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段=会員、下段(斜字)=会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

(株)小富士製作所岩手工場(奥州市前沢区)が第5種無災害記録を達成



写真左から、一関労基署高橋友行署長、(株)小富士製作所尾崎誠資材一課長、押原譲取締役副社長、一関労基署工藤正則労災・安衛課長、熊谷一関支部事務局長。

奥州市の(株)小富士製作所岩手工場は、この度中央労働災害防止協会から中小企業無災害記録証、第5種(金賞)を受賞されました。同社は定期的に現場巡視を行い安全教育に力を入れ、全社一丸となって労働災害防止活動を行っています。

その結果、平成14年7月から延べ13年1カ月間にわたって無災害記録3,400日間を樹立されたものです。10月23日、岩手労働基準協会一関支部において記録証の伝達が行われ、その後一関労働基準監督署に受賞報告を行いました。

高橋友行署長(左側)は、「受賞は大変困難で喜ばしいの一言。他の模範として継続をお願いする」と長年の努力を称えました。

押原副社長(中央)は「従業員の安全意識は高く今後も地道に取り組み、無災害記録を継続していきたい」と意欲を示しました。

会員各社におかれましても無災害記録にチャレンジされることを期待します。中小企業無災害記録証授与制度のお問い合わせは、当協会各支部又は中災防HPまで。

公益財団法人 岩手労働基準協会 年末年始休日のお知らせ

平成27年12月29日(火)~平成28年1月3日(日)まで
お休みとさせていただきます

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

今年4月から施行された「改正パートタイム労働法」への対応として、主なポイントは次の3点です。①パートタイム労働者からの相談に対応するための体制の整備、②雇入れ・契約更新時における「相談窓口」の明示、③雇入れ・契約更新時における雇用管理の改善措置の内容の説明。このなかで特に留意しなければならない事項として、あらかじめ全てのパートタイム労働者に周知することが必要な〇〇〇への転換措置です。

では、〇〇〇に入る言葉は次のどれでしょうか？

- ① 準社員
- ② 正社員
- ③ 新社員

ヒント 本誌8ページに関連記事

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●11月号の正解

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成27年12月21日(月)消印有効

☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

①



興田神社蘇民祭

写真提供 一関市役所大東支所

正月厄除の行事として開催。上半身裸の厄男たちが將軍木(かつのき)で作った小間木(護符)のお守りの入った麻袋を争奪する勇壮な祭り。夜明け前から早朝まで地元興田神社や地域住民の尽力により伝統を引き継ぎ開催されています。

連絡先 大東支所産業経済課

電話番号 0191-72-4080

開催地 一関市大東町鳥海 興田神社~八日町

開催期間 1月上旬

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

余命表まあ安物にしておこう

人間いつまで生きられるかは誰も分からない。いつかは元が取れると言われても、余命と比較してみると不安が残る。この際安物で我慢をしよう。

(川柳原生林9月号<杜若>阿部悦女作品より)

岩手の死亡災害(10月末)

製造業	2	(2)
鉱業	0	(0)
建設業	6	(8)
運輸交通業	2	(4)
林業	2	(0)
商業	1	(4)
その他	3	(5)

累計 16 (23)

()内は前年同期

編	集
後	記

12月は師走、暦のうえでは最後の月でもあります。今年の始めに立てた目標の進行具合はどうでしたか? 12月15日から年賀状の受付も始まります。ボーナス支給時期・忘年会シーズン・クリスマス・大掃除・お正月の準備、師走と聞いただけであわだしさを感じる月でもあります。

師走の由来とは色々な説があるようです。先生が走る、おっ師匠さんが走る、いやお住職さんが走る、等々さまざま云われがあるようです。あまり深みに入らない内にこの辺でやめておきますが、年越しまであつという間です。

岩手労働基準協会の「労働基準情報岩手」も回を重ねて今月号で771号となります。小

生がこの情報誌を担当することになり6回目となりました。読者の皆さんに愛されるよう努めてまいりましたが、これからも読者の皆様のご意見をどしどしお寄せいただき、来年はさらに内容の充実に努めていきたいと思えます。どうかよろしく願いたします。

2015年未年(ひつじどし)、皆様には良い歳でしたか? この1年間、「労働基準情報岩手」をご愛読いただき感謝申し上げますとともに、会員各社並びに従業員の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、そして来る2016年申年(さるどし)がより良き年となりますようご祈念申し上げます。

発行 平成27年12月1日
定価 1部 100円
{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 戸澤 勝 弘